

## かながわ医療的ケア児支援センターにおける 医療的ケア児等コーディネーターの役割等について

県では、かながわ医療的ケア児支援センター（以下「支援センター」といいます。）の県内5箇所の地域相談窓口（以下「ブランチ」といいます。）において医療的ケア児等に対する支援の総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーター（以下「コーディネーター」といいます。）が医療的ケア児やそのご家族等からのご相談をお受けしています。

ご相談を受ける際に、「県が設置している支援センターと市町村が配置しているコーディネーターの関係が不明確で、どちらに相談したらよいか分からない」といった意見が寄せられていることから、県として、支援センターの役割及び両者の関係についての基本的な考え方を次のように整理しました。

### 1 支援センターの役割

支援センターは、市町村が配置するコーディネーターなど、医療的ケア児等に対する個別支援に関わる支援者を支援（支援者支援）するとともに、個別支援を通じて抽出された地域課題を関係機関と共有し、その解決に向け、今後の施策に繋げること（地域支援）を主たる役割とします。

### 2 市町村が配置するコーディネーターの役割

市町村が配置するコーディネーターには、身近な地域での相談窓口としての役割に加えて、地域の支援者を結び付けて支援するとともに医療的ケア児とそのご家族を必要に応じてフォローする役割も期待されています。

### 3 支援センターと市町村が配置しているコーディネーターとの関係

医療的ケア児及びその家族等からの個別の相談については、各市町村若しくは市町村が配置するコーディネーターによる対応を基本と考えます。

このため、支援センターの各ブランチにおいて、個別の相談を受けた場合には、例外的なケース（後述）を除いて、対象児が所在する市町村若しくは配置コーディネーターに繋ぐことを基本とします。

支援センターのブランチは、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるという医療的ケア児支援法の基本理念に基づき、市町村若しくは市町村が配置するコーディネーターを支援し、市町村間の地域格差を解消することを目指す立場にあります。

このため、市町村若しくは配置コーディネーターだけでは対応が困難な個別相談への助言や広域的な課題の調整等の後方支援を行うほか、市町村の担当者及び配置コーディネーターを対象として、ケース会議（事例検討会）や研修会、関係機関を交えたブランチ会議等を開催し、圏域の支援体制を強化するなど、市町村、圏域、県の三層からなる重層的な支援体制の圏域部分を担います。

#### <例外的なケース>

- ・ 匿名での相談で、所在市町村が特定できない場合
- ・ 県立の特別支援学校に通学する医療的ケア児の当該学校に関する相談など、内容が所在市町村の管轄に属さない場合 等

## かながわ医療的ケア児支援センターにおける 医療的ケア児等コーディネーターの役割等

### かながわ医療的ケア 児支援センター

- **支援者支援**
  - ・ 個別支援に関わる支援者を支援
- **地域支援**
  - ・ 地域課題を把握、関係機関と共有
  - ・ 課題の解決に向けた検討

### 後方支援

- ・ 助言、情報提供
- ・ 会議、研修会等
- ・ 広域課題の調整

### 相談・情報共有

- ・ 困難事例の相談
- ・ 支援事例の共有
- ・ 広域課題の共有

### 市町村(配置の コーディネーター)

- **個別支援**
  - ・ 身近な地域での相談窓口
  - ・ 地域の支援者を繋げて支援
  - ・ 家族等に対する相談後のフォロー